

官報

号外 平成元年十二月八日

○第百十六回国 参議院會議録第十号

平成元年十二月八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

平成元年十二月八日

午前十時開議

第一 地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

第三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

○今日の会議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第八まで

一、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

中央更生保護審査会委員に金平輝子君を、

電波監理審議会委員に生田正輝君を、

日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、

竹見淳一君及び三野博君を、

また、労働保険審査会委員に小田切博文君を

任命することについて、それぞれ本院の同意を求め

てまいりました。

まず、中央更生保護審査会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち三野博君及び労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

次に、電波監理審議会委員及び日本放送協会経営委員会委員のうち石田名香雄君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、日本放送協会経営委員会委員のうち竹見淳一君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 日程第一 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政委員

長渡辺四郎君。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月五日

地方行政委員長 渡辺 四郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公務員の給与改定に要する経費を基準財政需要額に算入するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定する措置を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行により、地方交付税の基準財政需要額が六百六十九億円増加する見込みである。

地方交付税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)

の一部を次のように改正する。

平成元年十二月八日 参議院会議録第十号 地方交付税法の一部を改正する法律案

別表を次のように改める。
別表(第十二条関係)

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費 二 土木費	1 道路橋りよう費	警察職員数	一人につき	七、八四四、〇〇〇円
		(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	二二四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	五、六一五、〇〇〇
		2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	九四、四〇〇
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、二九七、〇〇〇
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、二九七、〇〇〇
		3 港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	二七、六〇〇
		(1) 経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、七〇〇
		(2) 投資的経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、七〇〇
		4 その他の土木費	郭施設における外郭施設の延長	一メートルにつき	一一、八〇〇
道府県	三 教育費	(1) 経常経費	人口	一人につき	七五九
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、二九〇
		1 小学校費	教職員数	一人につき	三、七五五、〇〇〇
		2 中学校費	教職員数	一人につき	三、七五五、〇〇〇
		3 高等学校費	教職員数	一人につき	三、七五五、〇〇〇
		(1) 経常経費	教職員数	一人につき	六、〇八一、〇〇〇
		(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	四〇、九〇〇
		4 特殊教育諸学校費	生徒数	一人につき	三六、〇〇〇
		(1) 経常経費	教職員数	一人につき	三、八四〇、〇〇〇
		(2) 投資的経費	児童及び生徒の数	一人につき	一七三、〇〇〇
道府県	5 (2) 投資的経費 その他の教育費	学級数	学級数	一学級につき	七四二、〇〇〇
		学級数	学級数	一学級につき	九二四、〇〇〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇
		人口	人口	一人につき	三、一四〇

道府県	四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	六、七〇〇
		2 社会福祉費	人口	一人につき	三、九一〇
		(1) 経常経費	人口	一人につき	四〇七
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	五、九二二
		3 衛生費	人口	一人につき	六〇七
		4 労働費	失業者数	一人につき	一、〇六〇、〇〇〇
		5 産業経済費	農家数	一戸につき	六七、一〇〇
		1 農業行政費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八五、八〇〇
		(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	三、一一〇
		(2) 投資的経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	一〇、八〇〇
道府県	3 水産行政費	(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	一六四、〇〇〇
		(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	九〇、一〇〇
		4 商工行政費	人口	一人につき	一、五〇〇
		6 その他の行政費	世帯数	一世帯につき	八、六三〇
		1 徴税費	恩給受給権者数	一人につき	一、二五六、〇〇〇
		2 恩給費	人口	一人につき	四、一〇〇
		3 その他の諸費	人口	一人につき	三、二六〇
		(1) 経常経費	面積	一平方キロメートルにつき	九八八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
		7 災害復旧費	災害復旧事業費	千円につき	一〇〇
道府県	八 地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
		地方税減取補てん償還費	地方税減取補てん償還費	千円につき	一〇〇
道府県	九 財源対策償還費	財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八
		財源対策償還費	昭和三十六年度から昭和三十六年度	千円につき	九八

平成元年十二月八日 参議院会議録第10号 地方交付税法の一部を改正する法律案

[illegible]

(1) 經常経費	農家数	一戸につき	三五、八〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	三三、八〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	七三六
3 その他の産業 経済費			
(1) 經常経費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき	三三、四〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及 び鉱業の従業者 数	一人につき	七三、六〇〇
6 その他の行政費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	八、九四〇
2 戸籍住民基本 台帳費	世帯数	一世帯につき	四、〇五〇
3 その他の諸費			
(1) 經常経費	人口	一人につき	九、九二〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	九八、九〇〇
	人口	一人につき	二、三三〇
	面積	一平方キロメートルにつき	四三九、〇〇〇
7 災害復旧費			九五〇
8 辺地対策事業債 償還費			八〇〇
9 地方税減収補て ん償還費			一〇〇
10 財源対策債償還 費			九八

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

〔渡辺四郎君登壇、拍手〕

○渡辺四郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費を基準財政需要額に算入するため、平成元年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、給与改定に関する追加財政需要額の計上のあり方、補助金の見直しと地方交付税の充

十一 地域財政特例 対策債償還費	おいて発行を許 可された地方債 の額	千円につき	一一七
十二 臨時財政特例 債償還費	臨時財政特例 の適用期間中 の各年度にお いて特別に地 方債の発行を 許可された地 方債の額	千円につき	八七

実、ふるさと創生事業に関連する問題等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。社会労働委員長浜本万三君。

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成元年十二月五日

提出者

社会労働委員長 浜本 万三

参議院議長 土屋 義彦殿

へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律

へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

化製場等に関する法律

第一条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「都道府県知事」の下に「（保健所を設置する市にあつては、市長。以下同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「死亡獣畜取扱場」とは、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するために設けられた施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

第三条第二項中「へい獣取扱場又は化製場」を

「化製場又は死亡獣畜取扱場」に改め、同条第二項中「へい獣処理場」を「化製場又は死亡獣畜取扱場」に改める。

第四条中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改める。

第五条中「へい獣処理場」を「化製場又は死亡獣畜取扱場」に、「左」を「次に」に改める。

第六条第一項中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改める。

第六条の二中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に、「当該へい獣処理場」を「当該化製場又は死亡獣畜取扱場」に改める。

第七条第一項中「へい獣処理場」を「化製場又は死亡獣畜取扱場」に改める。

第八条中「第二条第二項」を「第二条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律による改正前のへい獣処理場等に関する法律の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の化製場等に関する法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（地方自治法の一部改正）

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号の二及び別表第二第一号（三）の二中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に、「へい獣処理場等」を「化製場等」に、「とる」を「採る」に、「へい獣処理場」を「死亡獣畜取扱場」に、「へい獣」を「死亡獣畜」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に改める。

（地方税法の一部改正）

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第六号を次のように改める。

六 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条第三項に規定する死亡獣畜取扱場

（家畜伝染病予防法の一部改正）

6 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條（見出しを含む。）中「へい獣処理場等に関する法律」を「化製場等に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第二項」に、「へい獣処理場」を「死亡獣畜取扱場」に改める。

第五十一条第一項及び第五十二条中「へい獣処理場」を「化製場若しくは死亡獣畜取扱場」に改める。

（罰則に関する経過措置）

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔浜本万三君登壇、拍手〕

○浜本万三君 ただいま議題となりましたへい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成元年十二月八日 参議院会議録第十号 へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律案

昨今、関係者から、へい獣処理場等に関する法律は太政官布告をもとに制定されたものであり、法律において用いられておる「へい獣処理場」等の用語が現在の実情に即していないため、これらの用語を改めるべきであるという意見が出されているところでございます。このため、法律上の「へい獣処理場」等の用語を改めることとし、本法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、「へい獣処理場等に関する法律」の題名を「化製場等に関する法律」と改めるとともに、「へい獣処理場」という用語を用いないこととし、「へい獣取扱場」という用語を「死亡獣畜取扱場」に改めるものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第五 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長板垣正君。

審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月七日

内閣委員長 板垣 正

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成元年八月四日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額並びに初任給調整手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うとともに、単身赴任手当の新設等を行うとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成元年度において、約千三百八十億円である。

附帯決議

政府並びに人事院は、次の事項について十分配慮すべきである。

一 公務員の期末・勤勉手当の改定に当たっては、民間における賞与等の特別給の支給実態を確実に反映させるよう努めること。

一 労働時間の短縮が国民的課題となっていることにかんがみ、公務における完全週休二日制の実現に向けて、さらに積極的に検討を進めると。

一 単身赴任が大きな社会問題になっていることにかんがみ、その減少に向けてさらに一層努めるとともに、単身赴任者の生活の改善について各般にわたり努力すること。

右決議する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第十条の三第一項第一号中「二十四万六千円」を「二十五万五千円」に改め、同項第二号中「四万四千五百円」を「四万五千五百円」に改める。

第十二条第一項第二号中「自転車その他の」を「自動車その他の」に、「自転車等」を「自動車等」に改め、同項第三号中「自転車等」を「自動車等」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「三万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千四百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 六千二百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 八千三百円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万四

ハ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万二千五百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上である職員 一万四千六百円

第十二条第二項第三号中「自転車等」を「自動車等」に、「二万千円」を「三万円」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（単身赴任手当）

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮

して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額額は、二万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万八千円を超える範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。

3 検察官であつた者又は給与特例法適用職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、第二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の三第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第十九条の四第二項中「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては」を削る。

第十九条の六第一項中「から第十三条まで」を「第十二条、第十三条」に改める。

第二十二條第一項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

附則第十三項中「昭和七十一年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	103,400	126,300	146,600	177,800	193,900	212,200	230,100	249,500	280,000	315,100	359,300
2	106,600	132,100	153,700	185,800	202,300	221,100	239,100	258,900	291,500	327,400	374,300
3	110,000	139,000	161,000	193,800	211,000	230,000	248,200	268,400	303,000	339,800	389,400
4	113,500	146,500	168,400	202,100	219,500	238,900	257,800	278,100	314,600	352,200	404,400
5	117,300	153,200	175,900	210,700	228,000	247,800	266,600	288,000	326,300	364,700	419,400
6	121,700	158,700	183,400	219,100	236,400	256,700	275,900	297,800	338,000	377,300	434,400
7	126,300	164,200	190,600	227,300	244,700	265,600	285,300	307,600	349,800	389,900	449,400
8	130,500	169,400	197,700	235,400	252,800	274,700	294,700	317,400	361,600	402,400	464,300
9	134,300	174,100	203,900	243,200	260,900	283,800	304,100	327,100	373,300	414,800	478,800
10	137,700	178,500	209,800	250,700	268,900	293,000	313,500	336,900	384,700	426,700	493,200
11	140,600	182,700	215,600	258,400	276,900	302,300	322,700	346,600	395,500	436,800	504,300
12	143,600	186,900	221,200	266,100	284,500	311,600	331,800	356,300	406,300	446,400	511,500
13	146,100	191,000	226,800	273,300	291,800	320,600	340,400	365,500	415,600	454,400	518,400
14	148,500	194,200	231,900	280,300	299,100	329,200	348,000	374,500	422,900	461,900	524,900
15	150,900	197,200	236,800	286,600	306,000	337,200	354,900	381,900	430,000	466,500	529,700
16	152,500	200,200	241,600	292,700	310,500	343,600	361,000	388,800	434,900		
17		203,100	246,000	297,200	315,500	349,600	366,400	393,400	439,800		
18		206,900	249,700	301,100	319,600	354,000	371,100	397,700	444,100		
19		207,900	253,200	304,800	323,500	358,200	375,300	402,000			
20			255,900	307,700	326,900	362,300	379,500	406,200			
21			258,600	310,400	330,000	366,400	383,700	410,000			
22			261,200	313,100	333,200	370,400	387,400				
23			263,800	315,900	336,400	374,400					
24			266,200	318,700	339,500	378,000					
25			268,600	321,400	342,500						
26			271,000	324,100	345,300						
27			273,300	326,700							
28			275,500	329,100							
29			277,700								
30			279,900								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	92,700	128,900	145,100	163,400	188,300	214,400
2	95,500	134,200	151,200	169,700	194,700	221,200
3	98,500	139,600	157,300	175,900	201,000	228,000
4	101,400	145,100	163,400	182,100	207,400	235,500
5	104,100	150,600	169,600	188,300	213,800	243,000
6	107,300	156,000	175,800	194,500	220,300	250,800
7	110,900	161,400	181,700	200,100	226,400	258,600
8	114,600	166,700	187,500	205,600	232,100	266,400
9	118,700	171,900	193,300	211,100	237,600	274,300
10	123,500	177,000	198,800	216,500	243,100	282,000
11	128,900	181,900	204,000	221,500	248,600	289,600
12	134,200	186,700	209,000	226,500	254,100	297,000
13	139,500	191,400	214,000	231,500	259,600	304,500
14	144,600	195,800	218,800	236,500	264,900	311,100
15	149,600	200,100	223,600	241,400	270,100	317,500
16	154,300	204,100	228,300	246,400	275,200	323,900
17	158,700	207,900	233,100	250,800	280,000	330,200
18	163,000	211,600	238,000	254,900	284,600	335,800
19	166,800	215,300	242,400	258,500	288,900	341,200
20	169,800	217,900	246,500	262,000	293,000	345,800
21	172,700	220,200	249,800	265,200	296,900	350,400
22	175,700	222,500	252,700	268,300	300,600	355,000
23	178,500	224,700	255,200	271,300	303,300	358,400
24	181,100	226,800	257,700	274,200	305,900	
25	183,500	228,900	260,000	276,800	308,400	
26	185,700	231,000	262,300	279,400	310,800	
27	187,800	233,100	264,600	281,800		
28	189,900	235,300	266,800	284,000		
29	192,000	237,300	269,000			
30	193,900	239,200	271,200			
31	195,700	241,100	273,200			
32	197,500					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定め
るものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	117,900	178,900	213,200	250,000	280,000	315,100	359,300
2	122,200	186,800	222,100	259,400	291,500	327,400	374,300
3	126,800	194,800	231,000	268,900	303,000	339,800	389,400
4	132,700	203,300	240,000	278,700	314,600	352,200	404,400
5	139,500	211,900	249,100	288,400	326,300	364,700	419,400
6	147,000	220,300	258,000	298,100	338,000	377,300	434,400
7	154,500	228,600	267,200	307,800	349,800	389,900	449,400
8	161,900	237,000	276,500	317,500	361,600	402,400	464,300
9	169,400	245,100	285,800	327,100	373,300	414,800	478,800
10	176,800	253,100	295,100	336,900	384,700	426,700	493,200
11	184,200	261,200	304,400	346,600	395,500	436,800	504,300
12	191,300	269,100	313,700	356,300	406,300	446,400	511,500
13	198,400	277,000	322,800	365,500	415,600	454,400	518,400
14	204,400	284,500	331,900	374,500	422,900	461,900	524,900
15	210,200	291,800	340,500	381,900	430,000	466,500	529,700
16	216,000	298,600	348,000	388,800	434,900		
17	221,400	303,800	354,900	393,400	439,800		
18	226,900	307,800	359,300	397,700	444,100		
19	231,900	311,700	363,500	402,000			
20	236,800	315,000	367,600	406,200			
21	241,600	318,300	371,700	410,000			
22	246,000	321,100	375,800				
23	249,700	323,900	379,900				
24	253,200	326,500	383,500				
25	255,900						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,700	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	128,900	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	134,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	139,700	175,800	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	144,100	180,400	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	147,000	184,300	218,700	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	149,700	188,000	224,300	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	152,300	191,700	229,800	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	154,400	195,300	235,000	286,700	304,900	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	156,400	198,600	240,200	294,300	311,100	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	158,300	201,800	244,700	300,000	317,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	159,900	204,900	248,700	304,600	323,300	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15		207,000	252,400	309,000	328,700	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16			255,800	313,300	334,100	377,900	394,300	419,800	446,000		
17			258,000	316,700	339,000	384,200	399,900	424,300	450,600		
18				320,000	342,900	389,600	405,200	428,700	454,700		
19				322,900	346,800	393,900	409,500	433,000			
20				325,700	350,400	398,100	413,600	437,300			
21				328,300	353,200	402,200	417,700	441,100			
22				330,800		406,200	421,400				
23				333,200		410,100					
24						413,700					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	119,500	129,400	146,100	186,600	220,900	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	124,200	134,400	154,000	194,700	229,700	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	129,200	139,400	162,100	203,200	238,600	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	134,200	145,800	170,200	211,900	247,300	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	139,200	153,500	178,400	220,800	255,900	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	145,300	161,400	186,100	229,600	264,500	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	152,600	169,000	193,500	238,400	273,200	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	160,200	176,600	201,000	247,000	281,700	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	167,500	183,800	208,700	255,400	290,100	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	175,100	190,900	216,500	263,700	298,500	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	182,100	198,000	224,100	271,900	306,700	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	189,200	205,200	231,800	279,700	314,700	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	196,300	212,700	239,500	287,500	322,600	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	203,400	220,200	246,600	295,200	330,600	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	210,600	227,700	254,000	302,700	338,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	217,900	235,200	261,500	310,100	346,200	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	224,800	241,800	269,100	317,200	353,500	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	231,200	248,500	276,800	324,500	360,100	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	237,200	255,200	284,500	331,700	366,100	393,900	409,500	433,000			
20	243,500	261,800	292,000	338,400	370,500	398,100	413,600	437,300			
21	249,700	268,400	299,400	345,000	374,200	402,200	417,700	441,100			
22	255,700	275,100	306,500	351,600	378,000	406,200	421,400				
23	262,000	281,600	313,800	357,400	381,600	410,100					
24	268,200	288,200	321,000	361,300	385,100	413,700					
25	274,200	294,600	327,700	364,700	388,600						
26	280,100	300,900	334,300	368,100	391,800						
27	285,700	307,000	340,900	371,500							
28	291,200	313,100	346,700	374,800							
29	295,500	318,500	350,600	378,100							
30	299,700	323,300	354,000	381,100							
31	304,000	328,100	357,400								
32	308,200	331,300	360,700								
33	310,800	334,400	364,000								
34		337,500	367,300								
35		340,600	370,200								
36		343,300									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	114,600	143,100	168,600	202,800	220,400	239,000	256,800	276,100	305,300	338,200	374,400
2	119,000	150,000	176,200	211,500	229,200	247,900	266,400	285,800	315,100	350,100	386,400
3	123,900	157,100	184,000	220,300	238,000	256,700	276,100	295,600	325,100	362,000	398,300
4	129,500	164,900	191,600	229,000	246,800	266,300	285,800	305,300	335,100	373,400	410,300
5	135,400	170,900	198,900	237,700	255,400	276,000	295,400	315,100	345,100	384,800	422,300
6	141,300	176,600	206,100	246,400	264,100	285,600	305,000	324,800	355,200	394,900	434,400
7	146,300	182,200	213,000	254,700	272,800	295,200	314,700	334,600	365,200	404,800	449,400
8	151,100	187,800	219,300	262,800	281,300	304,800	324,300	344,500	375,300	414,600	464,300
9	155,500	192,700	225,500	270,900	289,700	314,400	333,900	354,500	385,300	424,300	478,800
10	159,600	197,600	231,600	278,800	297,900	323,900	343,500	364,500	395,000	434,000	493,200
11	163,700	202,400	237,500	286,700	305,500	333,400	353,100	374,600	404,500	443,600	504,300
12	167,900	207,300	243,100	294,300	312,400	342,900	362,800	384,600	414,000	453,200	511,500
13	172,100	212,200	248,600	301,000	319,200	352,400	372,500	394,100	423,400	462,700	518,400
14	175,900	217,100	254,100	306,500	325,900	361,900	380,200	403,600	432,500	470,800	524,900
15	179,800	221,400	259,500	311,700	331,600	371,200	387,600	412,100	441,400	475,200	529,700
16	183,500	225,600	264,200	316,700	337,300	377,900	394,300	419,800	446,000		
17	187,000	229,300	268,900	320,500	342,400	384,200	399,900	424,300	450,600		
18	190,000	233,000	273,200	323,900	346,500	389,600	405,200	428,700	454,700		
19	192,900	235,100	276,700	326,800	350,600	393,900	409,500	433,000			
20	195,800		279,200	329,600	354,300	398,100	413,600	437,300			
21	197,800		281,700	332,300	357,500	402,200	417,700	441,100			
22			284,300	335,000	360,300	406,200	421,400				
23			286,900	337,600		410,100					
24			289,400	340,000		413,700					
25			291,900								
26			294,100								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	122,000	157,900	202,300	243,000	275,100	309,000	386,300
2	127,900	165,800	211,700	253,600	285,900	321,600	399,200
3	135,100	174,500	221,300	264,300	296,700	334,200	412,100
4	142,200	183,100	231,000	275,000	307,400	346,800	424,700
5	149,500	191,600	240,600	285,400	317,800	359,100	437,200
6	157,100	199,600	249,900	295,700	328,100	371,200	449,500
7	163,800	207,000	259,100	305,800	338,100	383,100	461,800
8	170,600	214,200	267,900	315,300	347,900	395,000	472,800
9	177,300	221,400	276,100	324,400	357,500	406,500	483,000
10	183,300	228,400	284,100	333,000	366,900	417,300	491,600
11	187,700	234,900	292,000	341,500	376,300	427,800	499,300
12	191,900	240,700	299,400	350,000	385,200	438,200	507,700
13	195,800	246,400	306,800	358,500	393,700	447,600	514,500
14	199,700	252,100	314,100	367,000	402,100	455,900	520,600
15	203,000	257,200	321,300	374,500	409,200	463,500	525,200
16	206,200	262,000	328,400	381,900	415,300	470,500	
17	209,400	266,800	335,200	389,100	421,000	477,000	
18	212,700	270,100	341,600	394,500	426,200	481,700	
19	214,800		345,300	398,900	431,400	486,400	
20			349,100	403,300	436,300	490,900	
21			352,800	407,700	440,700	495,000	
22			356,500	411,800	444,600		
23			359,900	415,900			
24			363,300	419,900			
25			366,700	423,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 海事職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	105,700	129,700	159,400	186,300	216,500	246,400
2	108,400	135,100	165,700	193,700	224,000	253,900
3	111,400	141,000	172,200	201,100	231,600	261,400
4	115,200	147,300	179,000	208,700	238,700	268,900
5	119,600	153,000	186,200	216,300	245,400	276,600
6	124,200	159,000	193,600	223,600	251,800	284,600
7	129,400	165,000	201,000	230,700	257,900	292,600
8	134,800	170,800	208,500	236,900	263,900	300,600
9	140,200	177,000	216,000	243,000	269,800	308,500
10	146,400	183,300	223,200	249,000	275,600	316,400
11	152,100	189,600	230,100	254,700	281,400	324,200
12	157,900	195,800	236,000	260,200	287,300	332,200
13	163,800	201,600	241,900	265,400	293,200	340,200
14	169,300	207,300	247,700	270,400	298,800	347,600
15	174,600	213,000	253,100	275,300	304,400	354,300
16	179,800	218,500	258,300	279,900	309,600	361,000
17	184,800	223,700	263,000	284,100	314,400	367,300
18	189,800	228,700	267,700	288,100	318,800	373,200
19	194,600	233,700	272,200	292,000	322,100	379,000
20	198,800	238,100	276,200	295,400	325,400	384,200
21	201,900	241,800	279,500	298,700	328,700	389,100
22	204,700	245,100	282,600	301,700	331,900	393,900
23	206,700	248,000	285,600	304,500	335,100	397,600
24		250,700	288,200	307,100	338,300	
25		253,200	290,700	309,700	341,300	
26		255,500	293,100	312,200	344,200	
27		257,800	295,500	314,700	347,100	
28		259,900	297,900			
29			300,200			
30			302,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	121,600	149,400	202,900	235,600	301,400
2	126,900	158,100	211,900	245,900	312,500
3	132,600	166,700	221,000	256,300	323,900
4	139,600	175,700	230,300	266,700	335,200
5	146,800	184,700	239,700	277,300	346,500
6	154,100	193,800	249,200	287,900	358,200
7	161,600	202,800	258,900	298,400	369,800
8	169,400	211,800	268,600	308,800	381,500
9	177,800	220,800	278,300	319,200	392,900
10	186,200	229,700	287,900	329,300	404,400
11	194,600	238,500	297,100	339,000	415,900
12	202,600	247,100	306,200	348,000	427,400
13	210,100	255,700	315,100	356,800	438,900
14	217,400	263,200	324,000	365,400	450,500
15	224,100	270,600	332,900	373,700	462,100
16	230,700	277,300	341,300	382,100	473,400
17	236,900	283,700	349,500	390,100	483,400
18	243,000	290,000	357,600	398,100	493,300
19	249,000	296,300	365,600	405,800	503,100
20	254,700	302,400	373,600	412,900	512,300
21	260,400	308,500	381,200	419,900	520,700
22	265,900	314,600	388,800	426,800	527,000
23	271,000	320,400	395,500	433,000	532,400
24	276,100	326,100	401,900	439,200	537,200
25	280,100	331,800	406,300	444,700	
26	284,100	336,600	409,900	448,600	
27	287,900	340,500	413,500	452,500	
28	291,400	343,900	417,100	456,000	
29	294,100	347,300	420,300		
30	296,700	350,700			
31	299,300	354,000			
32	301,900	357,300			
33	304,400	360,500			
34	306,900	363,500			
35	309,300	366,500			
36	311,700				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	112,700	140,400	258,800	349,700
2	116,700	148,100	267,800	359,600
3	121,500	155,800	277,100	369,500
4	126,400	163,300	286,500	379,400
5	132,000	170,900	295,700	389,300
6	138,500	178,700	305,000	399,200
7	145,300	186,400	314,300	409,100
8	152,400	194,200	323,500	418,800
9	159,600	201,800	332,900	428,500
10	167,100	209,600	342,300	438,300
11	174,400	217,800	351,600	447,800
12	181,700	226,800	361,100	456,700
13	189,000	236,000	370,100	464,700
14	196,300	245,100	379,100	472,700
15	203,500	254,200	387,900	477,300
16	210,800	263,200	396,700	
17	217,900	272,200	405,400	
18	225,100	281,200	414,100	
19	232,100	290,100	422,800	
20	238,400	299,000	430,600	
21	244,600	307,800	438,200	
22	250,500	316,500	445,600	
23	256,300	325,200	452,800	
24	262,000	334,000	457,000	
25	267,500	342,200		
26	272,800	349,900		
27	278,100	357,600		
28	283,100	365,400		
29	288,200	373,000		
30	291,800	379,700		
31	295,400	386,100		
32	298,900	391,500		
33	302,100	396,400		
34	304,700	401,100		
35	307,100	405,900		
36	309,500	408,900		
37	311,900			
38	314,300			
39	316,600			
40	318,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	112,700	121,500	220,800	345,800
2	116,700	127,500	230,200	354,700
3	121,500	133,800	239,600	363,600
4	126,400	140,400	249,000	372,300
5	132,000	148,100	258,300	381,100
6	138,500	155,800	267,800	389,900
7	145,300	163,300	277,100	398,700
8	152,400	170,900	286,500	407,200
9	159,500	178,700	295,700	414,900
10	166,900	186,400	304,900	422,600
11	173,900	194,200	314,000	429,600
12	180,900	201,800	322,300	436,500
13	187,600	209,600	330,600	442,300
14	194,300	217,800	338,900	447,800
15	200,700	226,800	347,200	451,900
16	207,000	236,000	355,300	
17	213,300	245,100	363,300	
18	219,300	254,200	371,400	
19	225,200	263,200	379,400	
20	230,800	272,200	387,200	
21	236,100	281,200	394,600	
22	241,200	290,000	401,200	
23	246,000	298,800	407,300	
24	250,500	307,500	412,400	
25	254,200	315,400	416,600	
26	257,800	323,100	420,100	
27	261,000	330,800	423,500	
28	263,800	338,200	426,500	
29	266,400	345,100		
30	268,800	351,800		
31	271,100	358,300		
32	273,400	364,500		
33	275,500	370,300		
34		376,000		
35		380,900		
36		385,200		
37		389,300		
38		393,400		
39		396,000		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	126,300	159,200	202,900	256,300	392,800
2	133,700	167,300	211,900	266,700	404,300
3	141,500	176,000	221,000	277,300	415,800
4	149,400	184,900	230,300	287,900	427,300
5	157,100	193,900	239,700	298,400	438,800
6	164,900	202,800	249,200	308,800	450,400
7	172,700	211,800	259,200	319,200	462,000
8	180,900	220,800	269,200	329,300	473,400
9	189,000	229,700	279,700	339,000	483,400
10	197,300	238,600	290,100	348,600	493,300
11	205,100	247,500	300,400	358,200	503,100
12	213,000	256,800	310,700	369,800	512,300
13	220,500	266,100	320,800	381,500	520,700
14	227,700	275,500	330,500	392,900	527,100
15	234,700	284,600	339,800	404,400	532,500
16	241,500	293,700	349,000	415,900	537,300
17	248,000	302,800	357,900	427,400	
18	254,300	310,600	366,800	438,900	
19	260,400	318,600	375,300	450,500	
20	266,200	326,700	383,400	460,600	
21	271,500	334,800	391,100	467,500	
22	276,900	342,800	399,000	474,000	
23	282,200	350,800	406,100	480,400	
24	287,100	358,600	413,000	486,800	
25	291,500	366,200	419,700	492,400	
26	295,900	373,600	425,200	497,500	
27	299,000	380,800	430,800	501,800	
28	302,300	387,700	434,800		
29	305,400	394,400	438,800		
30	308,600	400,200	442,300		
31	311,700	405,700			
32	314,600	411,200			
33		414,900			
34		418,600			
35		421,900			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	103,500	131,800	210,500	249,300	289,900
2	106,700	139,400	220,200	259,200	301,400
3	110,100	147,800	229,800	269,200	313,000
4	113,700	156,100	239,500	279,200	324,900
5	117,900	164,400	249,200	289,200	336,900
6	123,200	172,800	259,000	299,000	349,700
7	128,700	181,200	268,700	308,600	362,600
8	134,300	189,600	278,300	318,200	375,600
9	141,500	198,000	287,900	327,400	388,600
10	148,800	206,400	297,100	336,500	401,500
11	156,400	214,600	305,500	345,500	414,300
12	164,000	222,700	313,700	354,500	427,000
13	171,600	230,600	321,500	363,400	439,600
14	179,200	238,100	328,400	372,300	452,100
15	186,700	245,600	335,000	381,000	464,500
16	194,200	253,000	341,600	389,700	476,700
17	201,400	259,800	347,900	398,400	488,900
18	208,500	266,600	354,100	407,100	499,400
19	214,600	273,300	360,300	415,600	507,200
20	220,300	279,900	366,100	422,900	514,000
21	226,000	286,500	371,600	430,000	519,800
22	231,600	293,000	376,700	435,100	525,500
23	237,000	299,400	381,500	440,100	529,700
24	242,300	304,600	385,700	444,100	
25	247,300	309,600	389,600		
26	251,300	313,400	393,400		
27	255,100	317,100	396,900		
28	258,100	320,700			
29	261,100	324,300			
30	263,900	327,900			
31	266,600	331,100			
32	269,100				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	179,900	245,900	281,300	364,900
2	189,800	257,500	293,300	376,900
3	200,000	269,400	305,300	388,700
4	211,400	281,300	317,200	400,400
5	222,900	293,200	329,000	412,000
6	234,400	305,000	340,900	423,400
7	245,900	316,800	352,900	434,500
8	257,300	328,500	364,900	445,300
9	268,600	340,200	376,800	456,000
10	279,600	351,800	388,500	466,600
11	289,000	362,000	400,100	477,200
12	297,800	371,700	411,000	487,800
13	306,500	381,200	421,800	498,400
14	315,100	390,400	432,400	509,000
15	323,700	399,500	442,900	518,400
16	332,300	408,600	452,900	527,100
17	340,800	417,600	462,800	535,200
18	348,200	426,600	472,600	541,700
19	353,300	433,600	482,400	547,200
20	358,300	440,300	489,700	552,000
21	361,400	446,400	497,000	
22		450,800	502,000	
23		455,100	506,800	
24		459,300	511,600	
25		463,300	516,400	
26		467,000	520,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額
1	106,700	130,600	164,900	187,800	221,100	258,900	290,100	351,700
2	110,200	136,200	172,400	195,700	230,200	268,400	301,800	364,300
3	114,100	143,200	180,000	203,600	239,400	278,100	313,600	377,300
4	118,900	150,100	187,700	211,800	248,600	288,000	325,400	390,300
5	123,700	157,000	195,500	220,100	257,800	297,800	337,300	403,300
6	129,000	163,900	203,300	228,400	267,100	307,600	349,200	416,300
7	134,800	170,800	211,400	236,800	276,300	317,400	361,100	429,300
8	141,200	177,600	219,500	245,200	285,500	327,100	373,000	442,300
9	147,900	184,700	227,700	253,400	294,700	336,900	384,700	455,000
10	153,900	191,600	235,800	261,600	303,900	346,600	395,500	467,600
11	159,300	198,300	243,700	269,600	313,100	356,300	406,300	475,200
12	164,600	204,300	251,300	277,600	321,900	365,500	415,600	482,000
13	169,700	210,300	258,800	285,300	330,300	374,500	422,900	488,400
14	174,200	216,300	266,300	292,800	338,300	381,900	430,000	494,500
15	178,700	221,900	273,600	300,300	344,800	388,800	437,000	500,200
16	182,900	227,400	280,600	306,200	351,200	393,400	441,800	504,700
17	187,100	232,600	287,300	311,800	356,800	397,700	446,100	
18	191,200	237,500	293,800	317,300	362,000	402,000		
19	194,500	242,300	298,500	321,400	366,300	406,200		
20	197,400	246,800	302,700	325,400	370,400	410,000		
21	200,200	250,300	306,600	329,100	374,400			
22	202,500	253,000	309,600	332,700	378,400			
23	204,500	255,600	312,400	335,900	382,000			
24		258,100	315,100	338,900				
25		260,500	317,800	341,700				
26		262,700	320,500					
27			323,100					
28			325,500					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	111,800	128,500	170,800	191,400	221,600	253,700
2	115,900	134,500	177,200	198,500	229,600	262,600
3	120,100	140,400	184,300	205,700	237,600	271,600
4	124,300	146,500	191,300	212,900	245,500	281,000
5	128,500	152,500	198,300	220,100	253,300	290,500
6	134,500	158,500	205,300	227,300	261,000	299,900
7	140,300	164,500	212,400	234,600	268,600	309,300
8	146,300	170,600	219,300	241,900	276,200	318,800
9	152,300	176,500	226,300	249,100	283,700	328,300
10	158,100	182,600	233,200	256,200	291,000	337,800
11	163,900	188,600	240,100	263,300	298,400	347,300
12	169,700	194,500	246,900	270,400	305,800	356,700
13	175,200	200,300	253,800	277,400	313,200	366,000
14	180,700	206,000	260,700	284,300	320,600	374,900
15	186,100	211,700	267,600	291,100	328,100	383,800
16	191,400	217,300	274,400	297,700	335,600	391,900
17	196,500	222,800	280,800	304,300	342,700	399,900
18	201,600	228,100	287,200	310,900	348,900	407,300
19	206,600	233,300	293,600	317,500	353,900	413,900
20	211,600	238,700	299,700	323,100	358,500	418,300
21	216,400	244,000	305,900	328,400	363,100	422,500
22	221,000	249,200	311,700	333,600	366,800	426,200
23	225,500	254,500	316,700	337,500	370,400	
24	229,500	259,700	321,400	341,300	373,100	
25	233,100	264,900	325,900	344,600		
26	236,600	270,000	329,300	347,700		
27	240,000	274,600	332,700	350,700		
28	243,100	278,800	335,500	353,300		
29	245,700	283,000	338,300			
30	248,200	285,700	341,100			
31	250,700	288,300	343,600			
32	253,100	290,900				
33	255,400	293,500				
34	257,600	296,000				
35	259,800	298,400				
36		300,800				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 494,000
2		546,000
3		607,000
4		672,000
5		724,000
6		779,000
7		846,000
8		912,000
9		977,000
10		1,041,000
11		1,103,000
12		1,125,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

(最高号俸等の切替等)

3 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院

(切替期間における異動者の号俸等)

4 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものと

した場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

7 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(地方自治法の一部改正)

9 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「通勤手当の下に」、単身赴任手当を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

10 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「通勤手当の下に」「単身赴任手当」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

11 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「通勤手当の下に」「単身赴任手当」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

附則第十七項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改める。

附則第十八項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

12 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「通勤手当の下に」「単身赴任手当」を加える。

附則第七条の二第一項の表中「昭和六十四年九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に改め、同条第二項の表中「昭和六十四年

九月三十日」を「平成元年九月三十日」に、「昭和六十四年十月一日」を「平成元年十月一日」に、「昭和六十五年九月三十日」を「平成二年九月三十日」に、「昭和六十五年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月七日

内閣委員長 板垣 正

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行うとともに、秘書官について単身赴任手当を新設しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行に要する経費は、平成元年度において、約二億円である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通勤手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第三条第二項中「百九万千円」を「百十二万五千円」に改め、同条第三項中「百三十三万八千円」を「百三十七万九千円」に、「七十万二千円」を「七十二万四千円」に改める。

第四条第二項中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に、「五万千八百円」を「五万二千八百円」に改める。

を「四四一、〇〇〇円」に、「三九二、六〇〇円」を「四〇四、四〇〇円」に、「三五五、九〇〇円」を「三六六、九〇〇円」に、「三一九、二〇〇円」を「三三九、一〇〇円」に、「二八五、五〇〇円」を「二九四、四〇〇円」に、「二五四、八〇〇円」を「二六三、〇〇〇円」に、「三三〇、一〇〇円」を「三三七、七〇〇円」に、「二二一、〇〇〇円」を「二二八、四〇〇円」に改める。

第九条中「二万八千七百円」を「二万九千六百円」に改める。

を「二二八、四〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額欄中「一、八三五、〇〇〇円」を「一、八九二、〇〇〇円」に、「一、三三三、八〇〇円」を「一、三七九、〇〇〇円」に、「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇九二、〇〇〇円」を「一、一一二五、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一一一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一一三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に改める。

第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正
第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二俸給月額欄中「一、二七九、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に、「一、〇八一、〇〇〇円」を「一、一一一五、〇〇〇円」に、「一、〇六九、〇〇〇円」を「一、一一三、〇〇〇円」に、「九四八、〇〇〇円」を「九七七、〇〇〇円」に改める。

第一条第二項中「昭和六十五年」を「平成二年」に改める。
第六条中「百八万千円」を「百十一万五千円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第二条及び第七条の三の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与

平成元年十二月八日 参議院會議録第十号 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二〇八

法」という。)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十二年法律第六十五号」という。)の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の給与法又は昭和六十二年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月七日

内閣委員長 板垣 正

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額並びに学生手当及び管外手当の月額の改定等を行うとともに、単身赴任手当を新設し、併せて退職手当の

算定の基礎となる勤続期間を計算するに際し、防衛大学校等の学生としての在職期間について自衛官としての在職期間に折算する場合の要件を改めようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成元年度において、約六百億円である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「及び通勤手当」を、「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加え、「調整手当及び」を調整

手当、単身赴任手当及び」に改める。

第十八条第二項中「六千十円」を「六千三百十円」に改める。

第二十二條の二第一項中「調整手当」の下に、「単身赴任手当」を加える。

第二十五條第二項中「七万三千三百円」を「七万四千八百円」に改める。

第二十七條第二項中「及び通勤手当」を、「通勤手当及び単身赴任手当」に改め、「通勤手当」の下に「単身赴任手当」を加え、「落下さん隊員手当」を「落下傘隊員手当」に改める。

第二十八條の二第四項ただし書中「任用された」を「任用され、当該任用に引き続き自衛官としての在職期間が六月以上となつた場合又は当該在職期間が六月を経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた」に改め、同項に次の各号を加える。

一 傷病又は死亡により退職した場合

二 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合

三 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した場合で政令で定める場合

第二十八條の二に次の一項を加える。

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「参事官等若しくは事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十八條の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「国家公務員法第七十九條」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十三條」と、「職員」とあるのは「自衛官」と、「同法第八十二條の規定による停職その他これらに準ずる事由」とあるのは「又は同法第四十六條の規定による停職」と、「月数(同法第八十八條の六第一項ただし書若しくは国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	号 俸	指 定 職 俸給月額
1	195,400	274,200	307,700	346,300	394,900	1	494,000
2	204,200	284,500	320,400	359,800	411,400	2	546,000
3	213,100	295,000	333,100	373,400	427,900	3	607,000
4	222,300	305,600	345,800	387,100	444,400	4	672,000
5	233,200	316,500	358,600	400,800	460,900	5	724,000
6	243,000	327,300	371,500	414,700	477,400	6	779,000
7	252,900	338,100	384,400	428,500	493,900	7	846,000
8	262,800	348,800	397,400	442,200	510,300	8	912,000
9	272,800	359,500	410,300	455,900	526,200	9	977,000
10	282,800	370,200	422,800	468,900	542,000	10	1,041,000
11	293,000	380,900	434,700	480,000	554,200	11	1,103,000
12	303,200	391,600	446,500	490,600	562,100		
13	313,500	401,700	456,700	499,400	569,700		
14	323,900	411,600	464,800	507,600	576,900		
15	334,200	419,700	472,600	512,700	582,200		
16	344,500	427,300	478,000				
17	354,600	432,300	483,200				
18	364,600	437,100	488,200				
19	374,100	441,800					
20	382,500	446,400					
21	390,000	450,800					
22	396,700						
23	402,700						
24	407,900						
25	412,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四條、第五條、第六條、第二十八條の三関係)

[illegible]

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第一項、第二十二條の二第一項及び第二十七條第二項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定及び第二十八條の二の改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 この法律による改正後の防衛庁職員給与法第二十八條の二第四項ただし書及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七條第二項の教育訓練又は同法第十八條第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）としての正規の課程を終了した者について適用し、同日前に学生としての正規の課程を終了した者については、なお従前の例による。

(俸給の切替等)

4 平成元年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額額は、附則第六項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合においては防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）別表第二の陸将補、

海将補及び空将補の（）欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（）欄、（）欄又は（）欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

5 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替等)

6 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

7 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法（以下「旧法」という。）の規定により、

新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律別表第一、別表第五若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

8 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

9 附則第四項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法

の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二十八條の二の改正規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔板垣正君登壇 拍手〕

○板垣正君 ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額を本年四月一日から平均三・一%引き上げるとともに、通勤手当、医師等の初任給調整手当等の改定、期末・勤勉手当の支給割合の引き上げ及び単身赴任手当の新設等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等にあわせて、特別職の職員の俸給月額について所要の改定等を行おうとするものであります。

平成元年十二月八日 参議院会議録第十号

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案外二件 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二二二

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額について所要の改定等を行うとともに、防衛大学校等の学生から引き続き自衛官に任用された者の退職手当算定に係る在職期間の通算要件を改めるものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、人事院勧告に対する政府の姿勢、公務員の単身赴任の現状と対策、週休二日制の実施状況等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川理事より、一般職職員給与法改正案に賛成、他の二法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもって、特別職職員給与法等改正案及び防衛庁職員給与法改正案は、それぞれ多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し、全会一致をもって三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第六 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第七 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第八 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長黒柳明君。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月五日

法務委員長 黒柳 明

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成元年度に必要な経費は、約十三億二千万円である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

別表(第二関係)

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、単身赴任手当を支給する。

第十五条中「百八万千円」を「百十一万五千円」に、「八十八万五千円」を「九十一万二千円」に改める。

別表を次のように改める。

区 分		報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官		一、八九二、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		一、三七九、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		一、三一九、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		一、二三二、〇〇〇円

					判 事 補												判 事							
五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
四二六、一〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇七、〇〇〇円	六七二、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	一九〇、六〇〇円	一九八、八〇〇円	二二二、二〇〇円	二二一、七〇〇円	二四五、四〇〇円	二五五、八〇〇円	二七四、八〇〇円	二九一、四〇〇円	三一五、二〇〇円	三四一、〇〇〇円	三六六、四〇〇円	四〇五、六〇〇円	四九四、〇〇〇円	五四六、〇〇〇円	六〇七、〇〇〇円	六七二、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	九一二、〇〇〇円	九七七、〇〇〇円	一、一〇三、〇〇〇円

簡易裁判所判事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号
一九〇、六〇〇円	一九八、八〇〇円	二二二、二〇〇円	二二一、七〇〇円	二四五、四〇〇円	二五五、八〇〇円	二七四、八〇〇円	二九一、四〇〇円	三一五、二〇〇円	三四一、〇〇〇円	三六六、四〇〇円	四〇五、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）第十五条及び別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月五日

法務委員長 黒柳 明
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額額の改定等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

平成元年十二月八日 参議院會議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

一、費用

本法施行に伴い、平成元年度に必要な経費は、約八億三千万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年十一月三十日

衆議院議長 田村 元
参議院議長 土屋 義彦殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次長検事及び検事長には、一般官吏の例により、単身赴任手当を支給する。

第九条中「五十八万九千円」を「六十万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		俸 給 月 額
検 事 長	一、三七九、〇〇〇円	
次 長 検 事	一、一二五、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	一、二二三、〇〇〇円	
その他の検事長	一、一二五、〇〇〇円	
一 号	一、一〇三、〇〇〇円	
二 号	九七七、〇〇〇円	
三 号	九一二、〇〇〇円	
四 号	七七九、〇〇〇円	
五 号	六七二、〇〇〇円	
六 号	六〇七、〇〇〇円	
七 号	五四六、〇〇〇円	

検 事												検 事											
八 号	四九四、〇〇〇円											一 号	五四六、〇〇〇円										
九 号	四〇五、六〇〇円											二 号	四二六、一〇〇円										
十 号	三六六、四〇〇円											三 号	四〇五、六〇〇円										
十一 号	三三一、二〇〇円											四 号	三六六、四〇〇円										
十二 号	二九一、四〇〇円											五 号	三三一、二〇〇円										
十三 号	二七四、八〇〇円											六 号	二九一、四〇〇円										
十四 号	二五五、八〇〇円											七 号	二七四、八〇〇円										
十五 号	二四五、四〇〇円											八 号	二五五、八〇〇円										
十六 号	二二一、七〇〇円											九 号	二四五、四〇〇円										
十七 号	二二一、二〇〇円											十 号	二二一、七〇〇円										
十八 号	一九八、八〇〇円											十一 号	二二一、二〇〇円										
十九 号	一九〇、六〇〇円											十二 号	二二一、二〇〇円										
二十 号																							

十三号	一九八、八〇〇円
十四号	一九〇、六〇〇円
十五号	一七七、八〇〇円
十六号	一六七、九〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）第九条及び別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月七日

法務委員長 黒柳 明
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人の出入国に関する現状に対応し、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一 出入国管理基本計画の策定に当たっては、最近の出入国管理行政が我が国社会の各般の影響を及ぼすようになっていくことにかんがみ、あらかじめ広く国民各般の意見をも採り入れることができるよう適切な方策を講ずること。
- 二 不法就労外国人についても、労働関係法令等が遵守されるべきものであることにかんがみ、未

払い賃金等就労中の労働条件に係る問題につき人道的配慮をするとともに、外国人労働者の人権問題等に係る相談制度及び法律扶助制度の拡充を図るよう努めること。

三 留学生、就学生及び研修生の受入れについては、我が国の国際社会に対する貢献の在り方を踏まえ、本来の目的が十分に発揮できるよう適切な受入れの在り方について検討すること。

四 今般の法改正により、戦前から我が国に在留している在日韓国・朝鮮人及びその子孫等の長期在留外国人の就業を含む社会生活に不都合が生じないよう、また、不利益が及ばないよう十分配慮すること。

五 雇用主等に対する処罰規定の運用については、この規定が悪質な雇用主等の取締りの必要性から設けられた経緯に十分配慮するとともに、末端で現実不法就労外国人を雇用等する者を取り締まることとどまらず、その背後にあってこの規定に違反することにより大きな利益を受けている者の存在を見逃すことのないよう、その公正な運用に努めること。

六 退去強制手続に当たっては、弁護士の選任手続、通訳の確保等に配慮し、人道的な観点からの配慮について留意すること。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（第百十四回国会内閣提出、本院議決）
審査

右の内閣提出案は本院において修正議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月十七日

衆議院議長 田村 元
参議院議長 土屋 義彦殿

（小字は衆議院修正）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条―第二条の二」に、「仮上陸（第十三条）」を「仮上陸等（第十三条・第十三条の二）」に改める。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

（在留資格及び在留期間）

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 第一項の外国人が在留することのできる期間(以下「在留期間」という。)は、各在留資格について、法務省令で定める。この場合において、外交、公用及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条第一項ただし書中「日本人の旅券に当該国官憲の査証を必要としない国の国籍若しくは市民権を有する」を「国際約束若しくは日本国政府が外国政府に対して行つた通告により日本国領事官等の査証を必要としないこととされている」に、「必要としない」を「要しない」に改める。

第七条第一項中「左に」を「次の各号(第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受け又は第六十一条の二の六第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持して上陸する外国人については、第一号及び第四号)に」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動(五の表の下欄に掲げる活動について

は、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。)又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位(永住者の項及び平和条約関連国籍離脱者の子の項の下欄に掲げる身分若しくは地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。)を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること。

第七条第一項第三号中「第四条第二項の規定に基く」を「第二条の二第三項の規定に基く」に改め、同条第二項中「同項各号に掲げる」を「同項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法務大臣は、第一項第二号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

第七条の次に次の一項を加える。

(在留資格認定証明書)

第七条の二 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第一の三の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第一項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。

第九条第一項中「第七条第一項各号」を「第七条

第一項」に改め、同条第四項中「除く外」を「除き」に、「第十条」を「次条」に改め、同条第五項中「旅券に第一項を」第四節に特別の規定がある場合を除き、第一項、次条第六項又は第十一条第四項」に改める。

第十条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第七条第一項各号」を「第七条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「第十一条」を「次条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第七条第一項各号」を「第七条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

7 前条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

第十一条第一項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第五項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第九条第三項の規定は、前項の証印をする場合に準用する。

第十二条第一項中「当つて」を「当たつて」に、「左の各号の二に該当するときは」を「再入国の許可を受けているときその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは」に改め、同項各号を削る。

「第三節 仮上陸」を「第三節 仮上陸等」に改める。

第十三条第四項中「第十条第八項」を「第十条第九項」に、「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第三章第三節中第十三条の次に次の一条を加える。

(退去命令を受けた者がとどまることができる場所)

第十三条の二 特別審理官又は主任審査官は、それぞれ第十条第九項又は第十一条第六項の規定により退去を命ずる場合において、当該外国人が船舶等の運航の都合その他その者の責めに帰することができない事由により直ちに本邦から退去することができないと認めるときは、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対して、その指定する期間内に限り、出入国港の近傍にあるその指定する施設にとどまることを許すことができる。

2 特別審理官又は主任審査官は、前項の指定をしたときは、当該外国人及びその者が乗つてきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者に対しその旨を通知しなければならない。

第十六条第四項中「第一項の場合」を「第一項及び第二項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 入国審査官は、次の各号の一に該当する場合において相当と認めるときは、当該各号に規定する乗員に対し、その旨の乗員上陸の許可をすることができ、

一 本邦と本邦外の地域との間の航路に定期に就航する船舶その他頻繁に本邦の出入国港に入港する船舶の外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数回にわたり、休養、買物その他これらに類似する目的をもつて当該船舶が本邦にある間上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続によ

り、その者につき、その者が乗り組んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者から申請があつたとき。

二 本邦と本邦外の地域との間の航空路に定期に航空機を就航させている運送業者に所属する外国人である乗員が、許可を受けた日から一年間、数次にわたり、その都度、同一の運送業者の運航する航空機の乗員として同一の出入国港から出国することを条件として休養、買物その他これらに類似する目的をもつて本邦に到着した日から十五日を超えない範囲内で上陸することを希望する場合であつて、法務省令で定める手続により、その者につき、当該運送業者から申請があつたとき。

の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる活動を行つてはならない。

一 別表第一の一の表、二の表及び五の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 当該在留資格に依りこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の報酬その他の法務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を受ける活動

二 別表第一の三の表及び四の表の上欄の在留資格をもつて在留する者 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

2 法務大臣は、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者から、法務省令で定める手続により、当該在留資格に依り同表の下欄に掲げる活動の遂行を阻害しない範囲内で当該活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことを希望する旨の申請があつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員が、当該許可に基づいて上陸しようとする場合において、当該乗員が第五条第一項各号の一に該当することを知つたときは、直ちに当該許可を取り消すものとする。

第十九条の次に次の一条を加える。

（就労資格証明書）

第十九条の二 法務大臣は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（就労資格証明書）を交付することができる。

7 前項に定める場合を除き、入国審査官は、第二項の許可を受けている乗員に対し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める場合には、法務省令で定める手続により、当該許可を取り消すことができる。この場合において、その乗員が本邦にあるときは、当該乗員が帰船又は出国するために必要な期間を指定するものとする。

第十九条の二 法務大臣は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（就労資格証明書）を交付することができる。

2 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が明らかでない場合には、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利な取扱いをしてはならない。

別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は、次項の許可を受けて行う場合を除き、次

第二十條第一項中「変更の下に」(特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を加え、同条第二項中「但し、第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「ただし、永住者の」に改め、同条第三項中「理由があり、かつ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての」を「理由があり、かつ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての」に改め、同条第四項中「当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたとき」を「理由があるとき」に、「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「短期滞在の在留資格をもつて在留する者」に改める。

第二十條第一項中「変更の下に」(特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。)を加え、同条第二項中「但し、第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「ただし、永住者の」に改め、同条第三項中「理由があり、かつ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての」を「理由があり、かつ、第四條第一項第六号、第七号、第十二号又は第十三号に該当する者としての」に改め、同条第四項中「当該在留資格に属する者の行うべき活動に係る行政の所管大臣と協議し、当該外国人がその在留資格に該当すると認めたとき」を「理由があるとき」に、「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「短期滞在の在留資格をもつて在留する者」に改める。

第二十二條の二 法務大臣は、本邦に在留する外国人から申請があつたときは、法務省令で定めるところにより、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（就労資格証明書）を交付することができる。

2 何人も、外国人を雇用する等に際し、その者が行うことができる収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が明らかでない場合には、当該外国人が前項の文書を提示し又は提出しないことを理由として、不利な取扱いをしてはならない。

在留資格に属する者の行うべき活動」を「第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に改め、同号ロ中「旅券又は在留資格証明書に記載された」を「在留期間の更新又は変更を受けないで」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第十條第九項又は第十一條第六項の規定により退去を命ぜられた者で、遅滞なく本邦から退去しないもの

第二十四條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第十六條第七項の規定により期間の指定を受けた者で、当該期間内に帰船し又は出国しないもの

第五十七條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 本邦に入る船舶等の長は、当該船舶等に第十六條第二項の許可を受けている乗員が乗り組んでいるときは、当該船舶等が出入国港に到着する都度、直ちに、当該乗員の氏名その他法務省令で定める事項をその出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

第五十九條第一項中「左の」を「次の」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「又は第六号」を「から第六号の二までのいずれかに」に改め、同項第三号中「除く外」を「除き」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主任審査官は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が負うべき責任と費用の負担のうち、第十三條の二第一項の規定によりとどまることができる場所として法務省令で定める施設の指定を受けている第一項第一号に該当

平成元年十二月八日 参議院會議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

する外国人を当該指定に係る施設にとどめておくことに伴うものについては、有効な旅券で日本国領事官等の査証を受けたものを所持する外国人に係るものに限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六十一条の八第一項中「税関」の下に、「公共職業安定所」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(出入国管理基本計画)

第六十一条の九 法務大臣は、出入国の公正な管理を図るため、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画(以下「出入国管理基本計画」という。)を定めるものとする。

2 出入国管理基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項

二 外国人の入国及び在留の管理の指針となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の入国及び在留の管理に関する施策に関し必要な事項

3 法務大臣は、出入国管理基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

4 法務大臣は、出入国管理基本計画を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、出入国管理基本計画の変更について準用する。

第六十一条の十 法務大臣は、出入国管理基本計画に基づいて、外国人の入国を公正に管理するよう努めなければならない。

第六十七條の次に次の一条を加える。
第六十七條の二 外国人は、第十九條の二〇の規定により就労資格証明書の交付を受けるときは、実費を勘案して別に政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

第七十條第四号中「旅券又は在留資格証明書に記載された在留資格の変更を受けないで当該在留資格以外の在留資格に属する者の行うべき活動」を「第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」に改め、同条第五号中「旅券又は在留資格証明書に記載された」を「在留期間の更新又は変更を受けないで」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第十六條第七項の規定により期間の指定を受けた者で当該期間内に帰船し又は出国しないもの

第七十三條を次のように改める。
第七十三條 第七十條第四号に該当する場合を除き、第十九條第一項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行った者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第七十三條の次に次の一条を加える。
第七十三條の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動させた者

二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者

三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

2 前項第二号及び第三号の罪は、刑法第二條の例に従う。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第一項の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金を科する。

4 第一項において、不法就労活動とは、第十九條第一項の規定に違反する活動又は第七十條第一号から第三号まで、第五号、第七号若しくは第七十條の二に掲げる者が行う活動であつて報酬その他の収入を伴うものをいう。

附則第七項中「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改め、同項第一号中「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第百二十六号)」を「昭和二十七年法律第百二十六号に改め、(以下「法律第百二十六号第二條第六項該当者」という。))を削り、同項第二号中「法律第百二十六号第二條第六項該当者」を「昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項に規定する者」に改める。

附則第九項中「法律第百二十六号第二條第六項該当者」を「昭和二十七年法律第百二十六号第二條第六項に規定する者」とし、「第四條第一項第十四号に該当する者としての」を「永住者の」に改める。附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一(第二條の二、第十九條関係)

在留資格	
外 交	本邦において行うことができる活動
公 用	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動
教 授	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動(この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。)
芸 術	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動
宗 教	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)
報 道	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動
外 交	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動

11

在留資格	投資・経営	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術	人文知識・国際業務	企業内転勤
本邦において行うことができる活動	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行ひ若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資して外国人に代わつてその経営を行ひ若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。）	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動

在留資格	本邦において行うことができる活動	文化活動	短期滞在	在留資格	留 学	就 学	研 修	家族滞在	特 定 活 動
	本邦において行うことができる活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技能について専門的な研究を行ひ若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（四の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。）	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	本邦において行うことができる活動	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。）	一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもつて在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもつて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

平成元年十二月八日 参議院會議録第十号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

別表第二(第二条の二、第十九条関係)

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもつて在留する者、平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもつて在留する者若しくは日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第四十六号)に基づく永住の許可を受けている者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者若しくは永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者又は昭和二十七年法律第二百六十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の配偶者
平和条約関連国籍離脱者の子	昭和二十七年法律第二百六十六号第二条第六項の規定により本邦に在留する者の子として同法施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

附則

- (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)
- この法律の施行の際に、次の表の上欄に掲げる改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「旧法」という。)第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格(以下「旧法の在留資格」という。)をもつて在留する者は、それぞれ同表の下欄に掲げる改正後の出入国管理及び難民認定法(以下「新法」という。)別表第一又は別表第二の上欄の在留資格(以下「新法の在留資格」という。)をもつて在留するものとみなす。この場合において、当該在留資格に伴う在留期間は、それぞれ旧法の在留資格に伴う在留期間が満了する日に応ずる日までの期間とする。

旧法の在留資格	新法の在留資格
第四条第一項第一号に該当する者としての在留資格	外交
第四条第一項第二号に該当する者としての在留資格	公用
第四条第一項第四号に該当する者としての在留資格	短期滞在
第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格	投資・経営

- 第四条第一項第六号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第六号の二に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第七号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第八号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第九号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十一号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十二号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十三号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十五号に該当する者としての在留資格
- 第四条第一項第十六号に該当する者としての在留資格

留学
研修
教授
芸術
興行
宗教
報道
技術
技能
永住者
家族滞在
別表第一又は別表第二の上欄の在留資格で法務省令で定めるもの

- この法律の施行の際に、旧法の在留資格をもつて在留する者が旧法第十九条第二項の許可を受けているときは、当該許可は、前項の規定によりみなされる新法の在留資格について受けた新法第十九条第二項の許可とみなす。
- 附則第二項の規定により留学の在留資格をもつて在留するとみなされる者は、同項後段に規定する期間が満了するまでの間に限り、新法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動のほか、新法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動、新法別表第一の三の表の文化活動の項の下欄に掲げる活動並びにこれらの活動の遂行を阻害しない範囲内の収入を伴う事業を運営する活動及び報酬を受ける活動を行うことができる。
- この法律の施行前にした旧法第二十条第二項又は第二十二條の二第二項の規定による申請は、それぞれ、当該在留資格に応ずる附則第二項の表の下欄に掲げる新法の在留資格に係る新法第二十条第二項又は第二十二條の二第二項の規定による申請とみなす。
- この法律の施行前にした旧法の在留資格に伴う在留期間に係る旧法第二十一条第二項の規定による申請は、附則第二項の規定によりみなされる新法の在留資格に伴う在留期間に係る新法

第二十一条第二項の規定による申請とみなす。

9 この法律の施行前にした旧法第二十二條第一項又は旧法附則第九項の規定による申請は、それぞれ新法第二十二條第一項又は新法附則第九項の規定による申請とみなす。

10 この法律の施行前に旧法第二十四條第四号イ又はロに該当した者は、新法第二十四條の規定の適用については、それぞれ同条第四号イ又はロに該当する者とみなす。

11 新法第七十三條の二第一項の罪については、同項各号の一に該当する者の当該行為がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留する外国人に係るものであるときは、これを罰しない。同条第一項各号の一に該当する者において、当該行為に係る外国人がこの法律の施行の際本邦に在留しその施行後引き続き本邦に在留するものであると信じ、かつ、それについて過失がないときも、同様である。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

13 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の次に次の一条を加える。

(法務大臣の連絡又は協力)

第五十三條の二 労働大臣は、国民の労働力の需要供給の適正な調整等を図るため、法務大臣に対し、労働に従事することを目的として在留する外国人の出入国に関する必要な連絡又は協力を求めることができる。

2 法務大臣は、前項の規定による連絡又は協力を求められたときは、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求め

に応じなければならない。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の二十七の八第一項中「第四條第一項第六号に該当する者としての」を「別表第一の四の表の留学の」に改める。

附則第三十七條第六項中「第四條第一項各号(第十四号を除く。）」に掲げる者のいづれかに一に該当する者(同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。）」としての在留資格を「別表第一又は別表第二の在留資格(永住者及び平和条約関連国難民離脱者の子を除く。）」に改める。

〔黒柳明君登壇、拍手〕

○黒柳明君 三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定し、単身赴任手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、単身赴任手当の支給要件、裁判官及び検察官の単身赴任の実情、弁護士との収入格差等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、両法律案を順次採決した結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、在留資格制度の整備並びに審査基準の明確化及び審査手続の簡易・迅速化を図るとともに、外国人の不法就労に対処するための関係規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、多年にわたり本邦に在留している外国人の社会生活に与える影響、雇用主処罰規定の運用、不法就労外国人の人権保障、単純労働者の受け入れ問題等につきまして質疑が重ねられました。参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行いました。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、雇用主等に対する処罰規定の運用等と内容とする附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長下条進一郎君。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十二月八日

議院運営委員長 下条進一郎

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、六月に支給する国会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を、百分の五十から百分

平成元年十二月八日 参議院会議録第十号 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

の六十に引き上げようとするものであって、受
当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成元年度におい
て約五千四百万円である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成元年十二月五日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和
三十二年法律第百二十八号)の一部を次のよう
に改正する。

第四条第二項中「(六月一日に係る勤勉手当の
額については、当該各号に掲げる割合に六分の
五を乗じて得た割合)」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定
は、平成元年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書が、改正前の国会議員の秘書
の給料等に関する法律第四条第一項及び第二項
の規定に基づいて受けた平成元年六月一日に係
る勤勉手当は、改正後の国会議員の秘書の給料
等に関する法律第四条第一項及び第二項の規定
による勤勉手当の内払とみなす。

「下条進一郎君登壇、拍手」

○下条進一郎君 ただいま議題となりました国会
議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正す
る法律案につきまして御報告いたします。

本法律案は、今回の政府職員の勤勉手当の支給
割合の改定に準じ、六月に支給する国会議員の秘
書の勤勉手当についても、これと同様の措置を講
じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致
をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君
議員 片上 公人君 木庭健太郎君
今泉 隆雄君 寺崎 昭久君
横溝 克己君 白浜 一良君
常松 克安君 西川 潔君
足立 良平君 劉田 貞子君

猪熊 重二君	平野 清君	大河原太一郎君	岩崎 純三君
猪木 寛至君	永田 良雄君	北 修二君	伊江 朝雄君
永野 茂門君	矢原 秀男君	長谷川 信君	佐々木 満君
中野 鉄造君	中川 嘉美君	梶原 清君	井上 孝君
下村 泰君	勝木 健司君	井上 裕君	下条進一郎君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君	服部 安司君	鈴木 省吾君
下稻葉耕吉君	及川 順郎君	山崎 竜男君	原 文兵衛君
太田 淳夫君	広中和歌子君	井上 吉夫君	遠藤 要君
喜屋武真榮君	小西 博行君	大島 友治君	斎藤 十朗君
前田 勲男君	板垣 正君	田辺 哲夫君	高橋 清孝君
鶴岡 洋君	和田 教美君	野沢 太三君	宮崎 秀樹君
中西 珠子君	橋本孝一郎君	清水嘉与子君	成瀬 守重君
山田 勇君	谷川 寛三君	田村 秀昭君	須藤良太郎君
三木 忠雄君	峯山 昭範君	木暮 山人君	石渡 清元君
高木健太郎君	高桑 栄松君	合馬 敬君	鹿熊 安正君
黒柳 明君	田淵 哲也君	片山虎之助君	鎌田 要人君
三治 重信君	田中 正巳君	上杉 光弘君	久世 公亮君
加藤 武徳君	秋山 肇君	吉川 芳男君	吉川 博君
高木 正明君	石原健太郎君	柳川 覺治君	倉田 寛之君
大浜 方榮君	石井 道子君	岡野 裕君	大城 真順君
関口 恵造君	野村 五男君	山岡 賢次君	竹山 裕君
藤田 雄山君	西田 吉宏君	斎藤 文夫君	福田 宏一君
前島英三郎君	本村 和喜君	松浦 功君	向山 一人君
松浦 孝治君	二木 秀夫君	藤井 孝男君	宮澤 弘君
陣内 孝雄君	井上 章平君	山本 富雄君	村上 正邦君
石川 弘君	香掛 哲男君	岩本 政光君	山東 昭子君
大塚清次郎君	小野 清子君	坂野 重信君	岡田 広君
青木 幹雄君	守住 有信君	長田 裕二君	初村滝一郎君
狩野 明男君	名尾 良孝君	中西 一郎君	平井 卓志君
大木 浩君	岡部 三郎君	林田悠紀夫君	中村 太郎君
川原新次郎君	田沢 智治君	斎藤栄三郎君	後藤 正夫君
仲川 幸男君	石井 一二君	森山 真弓君	櫻井 規順君

平成元年十二月八日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

喜岡 淳君	西野 康雄君
山田 健一君	飯 正敏君
紀平 梯子君	種田 誠君
岩本 久人君	肥田美代子君
北村 哲男君	前畑 幸子君
西岡瑠璃子君	三上 隆雄君
小林 正君	堂本 暁子君
堀 利和君	谷本 颯君
会田 長栄君	清水 澄子君
三石 久江君	野別 隆俊君
庄司 中君	栗村 和夫君
菅野 壽君	細谷 昭雄君
千葉 景子君	一井 淳治君
田淵 勲二君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	山口 哲夫君
山本 正和君	久保田真苗君
上野 雄文君	佐藤 三吾君
菅野 久光君	鈴木 和美君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	青木 薪次君
対馬 孝且君	赤桐 操君
野田 哲君	安恒 良一君
福岡 知之君	粕谷 照美君
本岡 昭次君	村田 誠雄君
谷畑 孝君	古川太三郎君
星川 保松君	高崎 裕子君
角田 義一君	吉田 達男君
日下部代子君	磯村 修君
林 紀子君	吉川 春子君
森 楊子君	深田 肇君
國弘 正雄君	新坂 一雄君
近藤 忠孝君	諫山 博君

篠崎 年子君	大淵 絹子君
洲上 貞雄君	竹村 泰子君
井上 哲夫君	高井 和伸君
神谷信之助君	香取タケ子君
小川 仁一君	梶原 敬義君
糸久八重子君	稲村 移夫君
栗森 喬君	池田 治君
橋本 敦君	村沢 牧君
久保 亘君	浜本 万三君
矢田部 理君	笹野 貞子君
乾 晴美君	吉岡 吉典君
市川 正一君	小山 一平君
安永 英雄君	瀬谷 英行君
山田耕三郎君	中村 鋭一君
立木 洋君	小笠原貞子君
法務大臣	後藤 正夫君
厚生大臣	戸井田三郎君
自治大臣	渡部 恒三君
国務大臣	水野 清君
(総務庁長官)	松本 十郎君
国務大臣	(防衛庁長官)
郵政政務次官	月原 茂皓君
労働政務次官	石井 道子君
議長の報告事項	
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
文教委員	補欠
辞任	小西 博行君
補欠	勝木 健司君

社会労働委員	補欠
辞任	勝木 健司君
補欠	小西 博行君
農林水産委員	補欠
辞任	鶴岡 洋君
補欠	猪熊 重二君
通信委員	補欠
辞任	猪熊 重二君
補欠	鶴岡 洋君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
選挙制度に関する特別委員	補欠
辞任	笹野 貞子君
補欠	池田 治君
税制問題等に関する特別委員	補欠
辞任	三石 久江君
補欠	細谷 昭雄君
前畑 幸子君	篠崎 年子君
山口 哲夫君	吉田 達男君
中川 嘉美君	刈田 貞子君
木庭健太郎君	和田 教美君
諫山 博君	山中 郁子君
秋山 肇君	横溝 克己君
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。	
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第七号)	
同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。	
私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年度及び昭和六十三年における私立学校教職員共	

済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(第百十四回国会閣法第六八号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

住宅基本法案(古川雅司君外二名提出(衆第五号))

建設委員会に付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出(衆第七号))

選挙制度に関する特別委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被害者等援護法案(参第三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

国民年金法等の一部を改正する法律案(第百十四回国会閣法第六六号)

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案(第百十四回国会閣法第七七号)

同日次の件を衆議院に返付した。

昭和六十二年一般会計予算費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年一般会計予算費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年度特別会計予算費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾しないと議決した旨衆議院に通知した。

昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(松本善明君外二名提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

森林の保健機能の増進に関する特別措置法

臨時脳死及び臓器移植調査会設置法

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和六十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

昭和六十二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和六十三年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日衆議院議長から、本院の返付した次の件は国会の承諾はなかった旨の通知書を受領した。

昭和六十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和六十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和六十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員

辞任 宮田 輝君 補欠 鹿熊 安正君

通信委員

辞任 鹿熊 安正君 補欠 宮田 輝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任 梶原 清君 補欠 片山虎之助君

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 八百板 正君 補欠 梶山 篤君

地方行政委員

辞任 篠崎 年子君 補欠 日下部禎代子君

文教委員

辞任 笹野 貞子君 補欠 池田 治君

社会労働委員

辞任 日下部禎代子君 補欠 篠崎 年子君

農林水産委員

辞任 林 紀子君 補欠 梶山 篤君

商工委員

辞任 池田 治君 補欠 笹野 貞子君

運輸委員

辞任 梶山 篤君 補欠 八百板 正君

建設委員

辞任 新坂 一雄君 補欠 乾 晴美君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任 池田 治君 補欠 笹野 貞子君

税制問題等に関する特別委員

辞任 篠崎 年子君 補欠 前畑 幸子君

辞任 梶山 篤君 補欠 種田 誠君

辞任 粕谷 照美君 補欠 庄司 中君

辞任 安恒 良一君 補欠 谷畑 孝君

辞任 山中 郁子君 補欠 野別 隆俊君

辞任 横溝 克己君 補欠 吉岡 吉典君

辞任 野末 陳平君 補欠 前田 勲男君

土地問題等に関する特別委員

辞任 下村 泰君 補欠 西川 潔君

同日議長は、次の議員提出案を内閣委員会に付託した。

行政情報公開に関する法律案(猪熊重三君発議)(参第二二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教委員会に付託した。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(第百十四回国会法律第九号)

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 梶山 篤君 補欠 八百板 正君

地方行政委員

辞任 立木 洋君 補欠 吉岡 吉典君

法務委員

辞任 斎藤三郎君 補欠 清水嘉子君

辞任 山本 富雄君 補欠 石渡 清元君

外務委員

辞任 吉岡 吉典君 補欠 立木 洋君

社会労働委員

辞任 田代由紀男君 補欠 前田 勲男君

辞任 篠崎 年子君 補欠 日下部禎代子君

39

山本 富雄君 清水嘉与子君

二二五

平成元年十二月八日 参議院会議録第十号 議長の報告事項

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

伊江 朝雄君

補欠

永田 良雄君

片山虎之助君

梶原 清君

秋山 肇君

横溝 克己君

土地問題等に関する特別委員

辞任

広中和歌子君

補欠

猪熊 重二君

西川 潔君

今泉 隆雄君

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

へい黙処理場等に関する法律の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出)

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

後藤 正夫君

補欠

石渡 清元君

文政委員

斎藤 十朗君

補欠

鹿熊 安正君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

法務委員

辞任

斎藤 十朗君

補欠

鹿熊 安正君

文教委員

辞任

小西 博行君

補欠

勝木 健司君

社会労働委員

辞任

勝木 健司君

補欠

小西 博行君

運輸委員

辞任

鹿熊 安正君

補欠

斎藤 十朗君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する特別委員

辞任

永田 良雄君

補欠

伊江 朝雄君

山口 哲夫君

三上 隆雄君

粕谷 照美君

篠崎 年子君

橋本 敦君

山中 郁子君

三治 重信君

橋本孝一郎君

下村 泰君

今泉 隆雄君

横溝 克己君

野末 陳平君

土地問題等に関する特別委員

辞任

小川 仁一君

補欠

栗村 和夫君

猪熊 重二君

広中和歌子君

今泉 隆雄君

喜屋武眞榮君

同日委員長から次の報告書が提出された。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(第百十四回国会閣法第六三三) 審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三) 審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第四四) 審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(閣法第五五) 審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号) 審査報告書

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

所 一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 03(587) 4302
定価 本号一部 二二六円
(税別)